

令和6年度 第1回津幡町総合教育会議 日程次第

日 時 令和7年2月5日（水） 午後1時30分

場 所 津幡町福祉センター棟2階 205会議室

1. 開 会

2. 協議・調整事項

- (1) いじめ・不登校の現状について
- (2) 教職員の時間外勤務の現状について
- (3) 第2期津幡町教育振興基本計画について
- (4) その他

3. 閉 会

津幡町総合教育会議の運営に関し必要な事項

第1 会議の招集

町長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議、調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第2 欠席の届出

委員は、会議の招集に応ずることができないときは、会議の開会前に、町長にその旨を届け出なければならない。

第3 議事進行

会議の議事進行は、教育部長が行う。

第4 説明員の出席

町長は、必要があると認めるときは、職員を会議に出席させ、協議、調整すべき事項について説明させることができる。

第5 傍聴

会議の傍聴の手続に関しては、津幡町教育委員会傍聴規則（平成20年津幡町教育委員会規則第9号）の規定を準用する。

第6 議事録

(1) 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 開会及び閉会に関する事項

イ 出席者（傍聴人を除く。）の氏名

ウ 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

エ その他町長が必要と認めた事項

(2) 町長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを教育委員会教育部教育総務課のホームページで公表するものとする。

第7 総合調整連絡会の設置

(1) 町長は、会議において協議、調整すべき事項について、事前に関係部局相互の調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整連絡会を置くことができる。

(2) 総合調整連絡会は、教育部長が主宰し、総務部長、総務課長、協議・調整事項に関係する部、課長をもって構成する。

第8 会議の庶務

会議の庶務は、総務部総務課の協力の上、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

附 則

この事項は、平成27年7月7日から施行する。

総合教育会議出席名簿

委員

	区 分	氏 名
1	町 長	矢田 富郎
2	教 育 長	吉田 克也
3	教育委員	山本 祝男
4	教育委員	越村 崇
5	教育委員	渡邊 加寿子
6	教育委員	藤田 順子

説明員

	部署 役職	氏 名
1	教 育 部 学校教育課長	北山 ゆかり
2	教 育 部 生涯教育課長	山崎 明人
3	教 育 部 学校教育課 管理主事	菅谷 真佐子
4	教 育 部 学校教育課 教育センター所長	上野 幸代

事務局

	部署 役職	氏 名
1	総 務 部 部長	酒井 英志
2	健康福祉部 部長	山本 幸雄
3	教 育 部 部長	宮崎 寿
4	総 務 部 総務課長	田中 圭
5	教 育 部 教育総務課長	本多 克則
6	教 育 部 教育総務係長	松井 進吾